

型サービス」の事業者の参入促進に取り組みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。

夜間対応型訪問介護

24 時間安心して居宅での生活が送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。

地域密着型通所介護（定員 18 人以下のデイサービスセンターなど）

デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行います。

- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせて提供します。

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム等）

有料老人ホーム、ケアハウス等が地域密着型特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

入所者に対して、介護職員等が、食事、入浴をはじめとした日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせサービスを提供します。

《 実績 》

| | | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 249人 / 月 | 371人 / 月 | 431人 / 月 |
| 夜間対応型訪問介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 163人 / 月 | 160人 / 月 | 147人 / 月 |

| | | | |
|---|------------|------------|-------------|
| 地域密着型通所介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | | | 23,150回 / 週 |
| 認知症対応型通所介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 2,800回 / 週 | 2,614回 / 週 | 2,644回 / 週 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 11回 / 週 | 15回 / 週 | 16回 / 週 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 640人 / 月 | 706人 / 月 | 788人 / 月 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 93人 / 月 | 97人 / 月 | 102人 / 月 |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 2,876人 / 月 | 3,076人 / 月 | 3,328人 / 月 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 7人 / 月 | 9人 / 月 | 8人 / 月 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 80人 / 月 | 95人 / 月 | 114人 / 月 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 86人 / 月 | 120人 / 月 | 145人 / 月 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| サービス量 | 55人 / 月 | 83人 / 月 | 133人 / 月 |

（４）介護サービスの質の向上と確保

高齢者が、自分らしく安心して暮らしていくため、介護サービスの質の向上と確保を図る取組みを行います。

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、大阪市では、ホームページを通じて介護サービス事業者の情報を公表します。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護については、外部評価結果を公開します。

イ 介護サービスの適正化

大阪市では、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、介護給付の適正化に取り組みます。

引き続き、「要介護（要支援）認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「ケアプランの点検」、「介護給付費通知」を柱としつつ、これまでの実績を踏まえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの毎年度ごとの目標数値及び実施内容を具体的に設定し、介護給付の適正化をより一層推進します。

また、悪質な事例や不正請求に対しては、監査による調査を行い、必要に応じ、指定取消等の行政処分や給付費の返還請求を行うなど、厳正に対処します。

要介護（要支援）認定の適正化

認定調査について、都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に委託して実施するとともに、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組みを実施します。

また、認定調査員及び介護認定審査会委員に対して研修を実施し、適正な認定に努めます。

介護保険住宅改修費適正給付事業

介護保険サービスの一つである住宅改修（手すりの取付け、床段差の解消など）の保険給付については、一定件数を抽出し、建築士の資格を有する調査員による工事内容の確認・調査を行い、適正な給付に努めます。

福祉用具購入・貸与調査

介護保険サービスにおける福祉用具の購入については、住宅改修との整合性に留意しながら、福祉用具購入申請書等の審査を行います。また、軽度者の福祉用具貸与については、「福祉用具貸与理由書」による確認を行うことにより、適正給付に努めます。

介護給付費支払実績点検（縦覧点検）

国保連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求めるとともに、国保連合会で給付状況等が確認できない場合には大阪市に報告があり、大阪市から各事業者に照会を行い、請求の誤りがあれば返還を求めます。

ケアプランチェック（適正給付）

国保連合会の給付適正化システムからの情報により、事業所を選定し、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に対してケアプラン（居宅サービス計画）を作成する割合の高い事業所を含め、直接訪問のうえ、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）とともに確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みの支援をめざして点検・指導を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知します。

これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気付くことができます。

介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）

国保連合会に業務を委託し、国保連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

給付実績の活用

国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認し、疑義がある内容については、事業者へ照会を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

《実績及び数値目標》

| 介護保険住宅改修費適正給付事業 | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 調査件数 | 851件 | 820件 | 836件 |
| うち、適正 | 818件 | 769件 | 753件 |
| 要注意 | 12件 | 1件 | 24件 |
| 改善指導 | 21件 | 50件 | 59件 |
| ----- | | | |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 850件 | 888件 | 914件 | 941件 |
| ----- | | | |
| 福祉用具購入・貸与調査 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 調査件数 | 12,528件 | 13,079件 | 12,338件 |
| ----- | | | |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 13,731件 | 14,135件 | 14,551件 | 14,979件 |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 介護給付費支払実績点検（縦覧点検） | | | |
| 点検件数（国保連委託） | 平成26年度 1,873件 | 平成27年度 1,323件 | 平成28年度 1,802件 |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） 1,856件 | 平成30年度 1,912件 | 平成31年度 1,969件 | 平成32年度 2,028件 |
| ケアプランチェック（適正給付） | | | |
| 訪問事業所数 | 平成26年度 69件 | 平成27年度 102件 | 平成28年度 156件 |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） 161件 | 平成30年度 166件 | 平成31年度 171件 | 平成32年度 176件 |
| 給付費通知の送付 | | | |
| 送付件数 | 平成26年度 125,172件 | 平成27年度 130,540件 | 平成28年度 135,649件 |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） 140,234件 | 平成30年度 149,760件 | 平成31年度 154,163件 | 平成32年度 158,695件 |
| 介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合） | | | |
| 照会件数 | 平成26年度 4,488件 | 平成27年度 4,558件 | 平成28年度 6,228件 |
| 数値目標 | | | |
| 平成29年度（見込） 6,415件 | 平成30年度 6,607件 | 平成31年度 6,805件 | 平成32年度 7,009件 |

ウ 介護サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者に対する指導・助言に取り組めます。

介護サービス事業者の指定・指導

平成 23（2011）年の介護保険法の一部改正に伴う大都市特例により、大阪府が実施している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定及び指導監督権限が平成 24（2012）年度から大阪府に移譲されました。

大阪府は、保険者の立場に加えて、居宅・施設サービス及び地域密着型サービスなど介護サービス全般についての指定・指導監督権限を有することから、これらの権限をもって介護事業に対する指定を適切かつ迅速に行います。

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含め、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、積極的に適正化システムの情報を活用し、保険者における効率的な指導監督体制の更なる充実を図ります。

そのために、平成 29（2017）年度より進めている実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図るとともに、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一

層、重点的に取り組めるようにしていきます。

また、いわゆる高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民保健連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行っていきます。

今後とも、利用者への安全で適正な介護サービス提供が図られるよう、事業者への集団指導や個別の現地指導・監査の強化にも取り組み、大阪府・府内各市町村と連携しながら、介護保険事業の円滑な運用に努めます。

《 実績 》

| 事業者の指定 | | | |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 指定件数 | 613件 | 624件 | 620件 |
| (うち介護予防) | (480件) | (467件) | (403件) |
| 件数は、事業者数。()内は、そのうち介護予防も併せて指定している件数。 | | | |
| 事業者の指導 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 現地指導件数 | 1,529件 | 1,583件 | 1,623件 |
| 件数は、事業所数 | | | |

エ 介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員の資質・専門性の向上のために体系化された研修を各都道府県で実施しています。大阪市においては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランに対し、利用者の自立を促し介護状態等利用者ニーズにそって作成されているかを点検指導し、地域の介護支援専門員のケアプラン作成における問題点や課題を洗い出し、検証し、その内容を介護支援専門員へ研修により周知することで、区内全体の居宅介護支援事業所に適正なケアプラン作成の意識改善を図り(ケアマネスキルアップ事業)、介護支援専門員の資質向上をめざします。

また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を配置し、地域の介護支援専門員に対する日常的個別相談や支援困難事例等への対応を行い、地域でのケアマネジャーのネットワークの構築に取組み、各区の居宅支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図りつつ、包括的・継続的マネジメント事業を展開していきます。

オ 公平・公正な要介護(要支援)認定

要介護(要支援)認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるよう都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。

公平・公正な要介護（要支援）認定調査

都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託し、公平・公正な認定調査を実施します。

保健師の同行訪問

要介護（要支援）認定調査の実施にあたり、難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合は区保健福祉センターの保健師が同行します。

介添事業

認定調査の実施にあたり、不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣します。

介護認定審査会

各区に認定審査を行う合議体を設置し、保健・医療・福祉の専門家などが認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査・判定します。

認定調査員に対する研修の実施

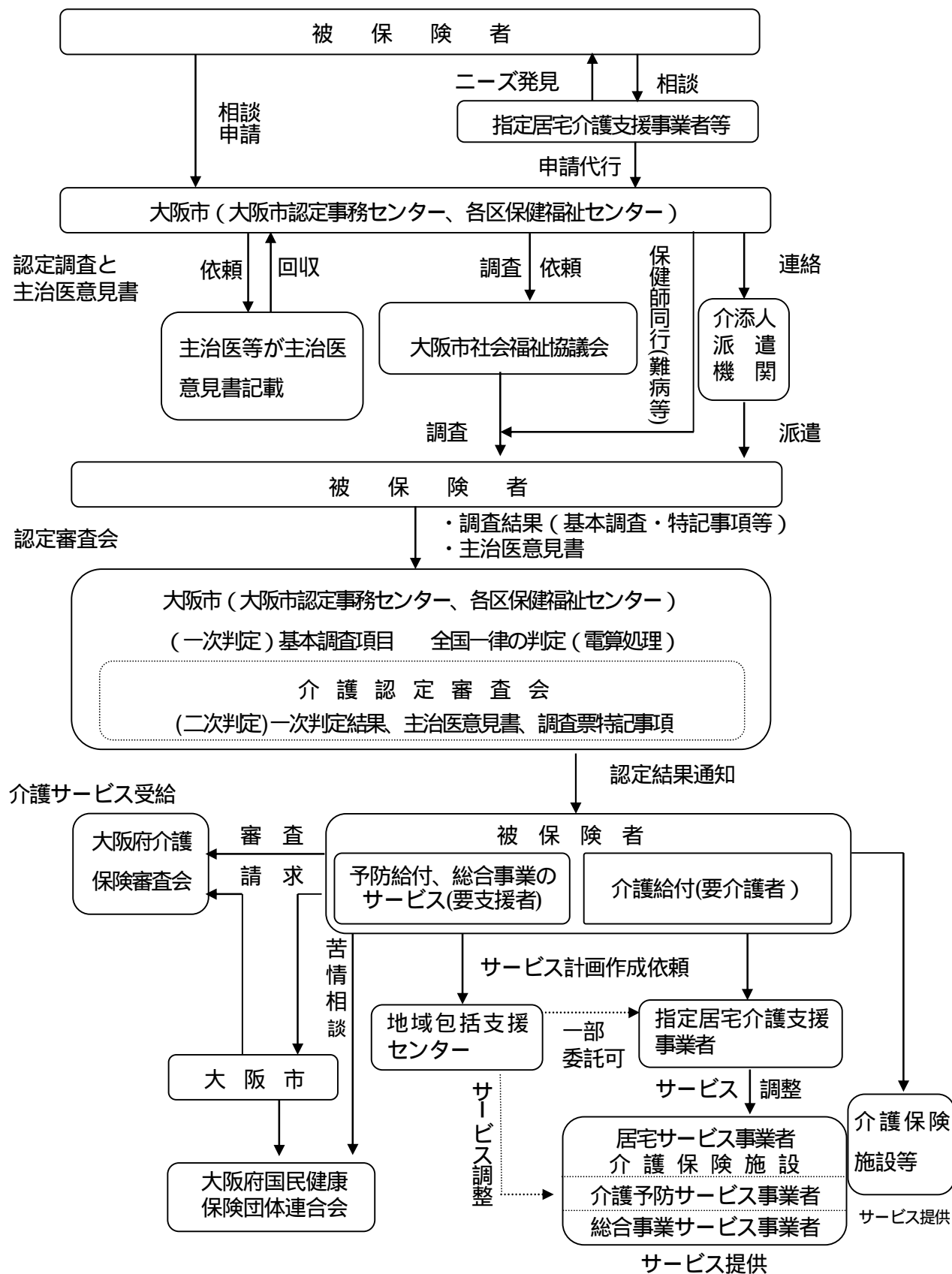
全国一律の基準により公平・公正な認定調査を行うために、認定調査員に対して、継続的に研修を実施し、資質の向上を図ります。

《 実績 》

| | | | |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 公平・公正な要介護（要支援）認定調査 | | | |
| 件数 | 平成26年度 162,950件 | 平成27年度 167,224件 | 平成28年度 175,664件 |
| 保健師の同行訪問 | | | |
| 件数 | 平成26年度 173件 | 平成27年度 169件 | 平成28年度 232件 |
| 介添事業 | | | |
| 手話通訳派遣回数 | 平成26年度 98回 | 平成27年度 105回 | 平成28年度 132回 |
| 外国語通訳派遣回数 | 30回 | 30回 | 54回 |
| 介添人派遣回数 | | | |
| 介護認定審査会 | | | |
| 合議体数 | 平成26年度 215合議体 | 平成27年度 216合議体 | 平成28年度 216合議体 |
| 委員数 | 1,166人 | 1,169人 | 1,170人 |
| 審査会開催数 | 4,726回 | 4,834回 | 4,957回 |
| 審査判定件数 | 165,253件 | 169,628件 | 172,936件 |
| 調査員に対する研修の実施 | | | |
| 現任研修回数 | 平成26年度 1回 | 平成27年度 1回 | 平成28年度 1回 |

【要介護（要支援）認定の流れ】

申請・相談から受付



カ 介護サービスの苦情相談

介護保険制度全般への相談や苦情は、区保健福祉センターにおいて、迅速に対応するとともに、介護保険サービスの内容に関して当事者間で問題が発生した場合は、おおさか介護サービス相談センターにおいて利用者・事業者から中立的な立場で迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービスへの相談や苦情は大阪府国民健康保険団体連合会においても対応することとなっています。

おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などにより迅速な問題の解決を行います。

所在地 天王寺区東高津町 12 - 10 (大阪市立社会福祉センター)

《 実績 》

| | | | |
|------------------|--------|--------|--------|
| 介護保険制度における苦情相談 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 大阪市(区役所・局) | 340件 | 215件 | 212件 |
| おおさか介護サービス相談センター | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | 5,511件 | 4,187件 | 6,523件 |

キ 地域共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、国の動向を踏まえ、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が相互の指定を受けやすくする特例を設けます。

(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実

大阪市は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯(ひとり暮らし高齢者等)が多く、要介護・要支援状態でない高齢者であっても在宅で生活するには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

ア 在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者等を対象とした在宅福祉サービスを提供します。

生活支援型食事サービス

心身の機能低下等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

日常生活用具の給付

自宅に適当な用具を有しないひとり暮らし高齢者等に対して、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、高齢者用電話の給付を行います。

寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具類の衛生管理が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、要支援または要介護の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、利用者等からの申し出により、家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。また、ふれあい収集の際に、声をかけても返事がない、ごみが出されていない場合などは、希望によりあらかじめ登録している連絡先に環境事業センターから通報するサービスを行います。

緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、看護師等が協力者への駆けつけ依頼や救急車の要請、健康面でのアドバイスなどの対応を行います。

《 実績 》

| 生活支援型食事サービス | | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 実施か所数 | 44 か所 | 39 か所 | 40 か所 |
| 食数 | 延 1,026,552 食 | 延 1,058,016 食 | 延 1,121,081 食 |
| 日常生活用具の給付 | | | |
| 利用件数 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 自動消火器 | 23件 | 26件 | 19件 |
| 火災警報器（一般型） | 12件 | 7件 | |
| （連動型） | 12件 | 8件 | 6件 |
| 電磁調理器 | 392件 | 328件 | 305件 |
| 高齢者用電話 | 131台 | 120台 | 106台 |
| 寝具洗濯乾燥消毒サービス | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 洗濯利用枚数 | 延2,686枚 | 延3,097枚 | 延1,968枚 |

| ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集） | | | |
|---------------------|----------|----------|----------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 普通ごみ等 常時登録実施世帯数 | 9,777世帯 | 9,514世帯 | 9,573世帯 |
| 粗大ごみ等 随時実施世帯数 | 6,985世帯 | 6,270世帯 | 5,967世帯 |
| 緊急通報システム | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 稼働件数 | 延15,563件 | 延14,759件 | 延13,863件 |
| 緊急通報受信件数 | 3,484件 | 4,141件 | 2,349件 |

イ その他の支援

高齢者を介護している家族を支援します。

介護用品の支給

要介護度4・5相当の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

家族介護等支援事業

介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、施設見学会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図り、家族介護者及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。

家族介護慰労金

介護を要する在宅の高齢者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方の苦労を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。

認知症高齢者見守りネットワーク事業

（ P 159 参照 ）

要援護高齢者緊急一時保護事業

（ P 160 参照 ）

《 実績 》

| 介護用品の支給 | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 介護用品給付者数 | 2,682人 | 2,588人 | 2,536人 |
| 家族介護等支援事業 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 参加者数 | 13,326人 | 14,947人 | 13,242人 |

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 家族介護慰労金 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 支給実績 | 20人 | 10人 | 12人 |

(6) 福祉人材の確保等

福祉人材養成等の取組み

福祉人材の確保については、平成19(2007)年8月に厚生労働省により示された新
人材確保指針(「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な
指針」)における地方公共団体が担うべき役割を踏まえつつ、多様化する福祉・介護二
ーズに的確に対応できる人材を養成・確保できるよう取り組みます。

人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資
質向上に取り組みます。

具体的には、大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成等に引き
続き取り組むとともに、今後、福祉専門職や、福祉・介護サービス事業者への支援を
充実させることにより、福祉専門職の養成・確保を進めます。

また、近年の少子高齢化の急速な進展を踏まえ、福祉の心を育成し、地域福祉の担
い手として将来につないでいくために、大阪市では中学生向けの「ふくし読本」等を
活用した福祉教育を実施してきました。今後は、子どもの頃から福祉に親しみ、地域
福祉に関心を持つことができるよう、小学生向けの福祉教材や教員の指導用副教材を
作成して市内全校に配布し、福祉について学ぶ機会を設けるなど、福祉に関する理解
促進やイメージアップに向けて、中長期的視点を持って取り組むことによって、福祉
の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、計画的に取り組んでいきます。

また、軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サ
ービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や処遇
の改善に向けて、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取
り組みます。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成

地域福祉の推進を目的として、体系的な研修を企画・実施するなど、社会福祉分野の
担い手を幅広く育成しています。市民やボランティアが、日常の家族介護等で必要な介
護技術を学べるよう介護実習講座等を実施し、また、認知症高齢者に対する介護サー
ビスの充実を図るため、認知症介護の実務者や介護サービス事業の管理者に対して、認知
症介護研修を実施します。

(公立大学法人大阪市立大学における人材育成)

公立大学法人大阪市立大学では、医学部においては、資質の高い医師を、大学院の医学研究科においては、学問の高度化と学際領域の発展に対応できる高度な研究者を、医学部看護学科においては、医療の高度化・専門化に対処できる資質の高い看護職者の養成を、大学院の看護学研究科においては、高度な看護実践者並びに教育者・研究者の育成が行われています。生活科学部においては、ケアマネジメントの能力を有する資質の高い人材として社会福祉士などのソーシャルワーカーを育成し、また管理栄養士の養成も行っています。大学院の生活科学研究科においては、総合福祉・心理臨床科学講座を設置して、高度専門職である臨床心理士などを育成し、超高齢社会に対応できる対人専門職の指導者の育成を行っています。

福祉教材を活用した福祉教育の推進

福祉教材を活用した福祉教育を進め、福祉のイメージアップと正しい理解の促進に取り組めます。

《 実績 》

| 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成 | | | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 研修室使用件数 | 1,448件 | 1,059件 | 1,181件 |
| 研修等参加人数 | 延8,092人 | 延7,316人 | 延8,368人 |
| 図書資料貸出件数 | 3,063件 | 3,243件 | 2,903件 |
| 「ふくし読本」等の活用 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 活用件数 | 19,805冊 | 18,402冊 | 18,036冊 |

(7) 効果的な情報提供・啓発

必要なサービスを高齢者が主体的に選択するために、介護保険給付サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報の効果的な提供に向けた取組みの充実を図ります。

ア 多様な情報の提供

高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については毎月発行する区の広報紙や大阪市ホームページ等を活用し必要な広報を行っている他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについてホームページや情報誌「ウェルおおさか」によって総合的に情報提供を行います。

非識字の高齢者やその家族に対する利用しやすい方法での情報提供やコミュニケーションに障がいのある高齢者への点字による情報提供など個々の障がいの状況に適した情報提供を行います。

「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成

大阪市の高齢者施策の内容についてわかりやすく説明した冊子を作成します。

「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成

大阪市の在宅福祉サービス事業に対する理解を深めていただくため、市民周知に努めます。

生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布

2年に1回、「くらしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布します。

パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供

介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレットを作成するなど、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努めます。

大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発

高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行います。

A T C エイジレスセンター事業

福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティブシニア向け各種イベント・セミナーを開催することで集客を図り、福祉関連産業の育成・振興に努めます。

所在地 住之江区南港北2-1-10 A T C I T M 棟 11階

《 実績 》

| | | | |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成 | | | |
| 作成部数 | 平成26年度 18,000部 | 平成27年度 18,000部 | 平成28年度 18,000部 |
| 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成 | | | |
| 作成部数 | 平成26年度 60,000部 | 平成27年度 60,000部 | 平成28年度 60,000部 |
| 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載（隔年作成） | | | |
| 作成部数 | 平成26年度 | 平成27年度 360,000部 | 平成28年度 |
| 介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成 | | | |
| 日本語版 | 平成26年度 147,575部 | 平成27年度 148,575部 | 平成28年度 148,000部 |
| 点字版 | 325部 | 325部 | 325部 |
| 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発 | | | |
| 相談件数 | 平成26年度 22,996件 | 平成27年度 23,172件 | 平成28年度 22,312件 |

| A T Cエイジレスセンター事業 | | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 来場者数 | 193,893人 | 196,906人 | 172,246人 |

イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者へ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

外国籍住民のための3言語による市政・区政相談、法律相談

大阪国際交流センターにおいて、3言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国籍住民のための相談専用電話を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して3言語で行います。

外国籍住民向けWebサイト「大阪生活ガイド」による情報発信及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

ホームページ（3言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国籍住民の市民生活に不可欠な情報、市民生活を支援する情報を発信して周知に努めているほか、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどに対応するため、外国籍住民のための生活情報提供窓口として多言語による「外国人のための相談窓口」（3言語）を引き続き開設します。

《 実績 》

| 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成 | | | |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 作成部数 | | | |
| 韓国・朝鮮語 | 3,100部 | 3,100部 | 3,100部 |
| 英語 | 400部 | 400部 | 400部 |
| 中国語 | 400部 | 400部 | 400部 |
| スペイン・ポルトガル語 | | 400部 | |
| 外国籍住民のための3言語による市政・区政相談、法律相談 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 市政・区政相談件数 | 1,540件 | 1,404件 | 1,313件 |
| 法律相談件数 | 44件 | 52件 | 48件 |

| 多言語による「外国人のための相談窓口」の運営 | | | |
|------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 言語別取扱件数 | | | |
| 英語 | 716件 | 688件 | 626件 |
| 中国語 | 395件 | 394件 | 338件 |
| 韓国・朝鮮語 | 222件 | 207件 | 112件 |
| 日本語 | 478件 | 522件 | 428件 |

ウ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防の取組み等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

また、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備え、判断能力がある間に財産管理や介護のあり方を依頼する成年後見制度のひとつである任意後見制度を活用するよう、地域包括支援センターなどで啓発を進めます。

高齢者福祉月間

昭和40(1965)年度から、毎年9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行います。

《実績》

| 高齢者福祉月間 | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 高齢者福祉大会 | 約1,200人 | 約1,200人 | 約1,000人 |

エ 高齢者と他の世代との交流

高齢社会は、若い世代を含め、すべての世代の生き方についての問題であることから、子どもたちに高齢者についての正しい理解や思いやりの心を育てる学習が望まれています。老人福祉センターにおいて、文化伝承活動や世代間交流事業を推進するほか、保育所や児童館等において地域の高齢者を季節的行事などに招待する活動を行っています。市立小・中・特別支援学校及び幼稚園の体験活動において、地域の老人福祉施設などでの交流や、地域の高齢者から昔の遊びやわらべ歌を教えてもらうなど、高齢者とのふれあいを大切に活動を実施します。

全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者の派遣

全国から高齢者をはじめ多くの人々が集う中、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深めます。

折り紙教室等世代間交流事業

(P 173 参照)

《 実績 》

| 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣 | | | |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 参加者数 | 132人 | 119人 | 132人 |

5 住まい・まちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

(1) 住まいづくり

〔 重点的な取り組み内容は、P146 「(1) 多様な住まい方の支援」 参照 〕

ア 多様な居住ニーズに対応した情報提供

高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

大阪市立住まい情報センター

市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手できるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

所在地 北区天神橋6丁目4-20

《 実績 》

| 大阪市立住まい情報センター | | | |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談・情報提供件数 | 約51,800件 | 約47,600件 | 約43,400件 |
| (注) 高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数 | | | |

イ 市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅について高齢化対応設計を行う等、高齢化への対応を進めます。

建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

既存市営住宅のバリアフリー化

既存の市営住宅については、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。

高齢者向け住宅

60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児童、障がい者、60歳以上の方のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

単身者向け住宅

1人で日常生活のできる60歳以上の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

親子ペア住宅

高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

親子近居住宅

高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

高齢者ケア付住宅

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者等の在宅生活を支援するため、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による安否確認等の福祉サービスが受けられる市営住宅の入居者募集を行います。

空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の1階空き住戸を提供します。

《 実績 》

| | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 新築市営住宅の高齢化対応設計 | 818戸 | 889戸 | 884戸 |

| | | | |
|----------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 既存市営住宅のバリアフリー化 | | | |
| 既設中層住宅のエレベーター設置 | 平成26年度 11棟25基 | 平成27年度 13棟32基 | 平成28年度 13棟37基 |
| 高齢者向け住宅 | | | |
| 募集戸数 | 平成26年度 160戸 | 平成27年度 160戸 | 平成28年度 160戸 |
| 単身者向け住宅 | | | |
| 募集戸数 | 平成26年度 373戸 | 平成27年度 535戸 | 平成28年度 633戸 |
| 親子ペア住宅 | | | |
| 募集戸数 | 平成26年度 20組40戸 | 平成27年度 41組82戸 | 平成28年度 56組112戸 |
| 親子近居住宅 | | | |
| 親子セット向け住宅 | 平成26年度 15組30戸 | 平成27年度 18組36戸 | 平成28年度 15組30戸 |
| 子世帯向け住宅 | 70戸 | 107戸 | 70戸 |
| 親世帯向け住宅 | 20戸 | 31戸 | 20戸 |
| 高齢者ケア付住宅 | | | |
| 募集戸数 | 平成26年度 28戸 | 平成27年度 28戸 | 平成28年度 42戸 |
| 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入 | | | |
| 導入件数 | 平成26年度 6か所 | 平成27年度 6か所 | 平成28年度 9か所 |

ウ 民間住宅における高齢化への対応

民間住宅において、高齢者等の居住に配慮した取組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

セーフティネット住宅登録制度

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページへの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行います。

また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介します。

大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行います。

民間老朽住宅建替支援事業

民間老朽住宅の建替えを促進するため、建替相談サービス、専門家の派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資のあっせんを行います。

また、補助を受けて建設される住宅については、床段差の解消、浴室などにおける手すりの設置等、高齢化対応設計を指導します。

サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

今後一層増えることが見込まれる高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、中重度の要介護認定者の入居が増加していることから、医療と介護が適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、登録の審査、届出、立入検査の実施及び自主点検の結果報告を求める等、引き続き事業者への指導に取り組みます。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。

さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表してまいります。

《 実績 》

| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数（累計） | 4,668戸 | 4,824戸 | 5,085戸 |
| 協力店の登録の登録件数（累計） | 182件 | 220件 | 229件 |
| 民間老朽住宅建替支援事業 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 従前居住者家賃補助 件数 | 38件 | 31件 | 28件 |
| うち高齢者世帯 | (29件) | (21件) | (18件) |
| 建替建設費補助 補助戸数 | 482戸 | 663戸 | 683戸 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 登録戸数（累計） | 5,539戸 | 6,423戸 | 6,826戸 |
| 住宅型有料老人ホーム | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 定員 | 5,280人 | 6,762人 | 8,018人 |

エ 住宅の改修に対する支援

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行います。

また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入します。

高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度による住宅改修を行う場合に、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、その改修費用を給付します。

《 実績 》

| | | | |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） | | | |
| サービス量 | 平成26年度 6,608人 / 年 | 平成27年度 6,252人 / 年 | 平成28年度 6,113人 / 年 |
| 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） | | | |
| サービス量 | 平成26年度 4,950人 / 年 | 平成27年度 5,006人 / 年 | 平成28年度 4,910人 / 年 |
| 高齢者住宅改修費給付事業 | | | |
| 件数 | 平成26年度 329件 | 平成27年度 270件 | 平成28年度 374件 |

（ 2 ） 施設・居住系サービス

〔 重点的な取り組み内容は、P147 「（ 3 ）施設・居住系サービスの推進」 参照 〕

ア 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受けます。

《 実績 》

| | | | |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | | | |
| 年度未定員数 | 平成26年度 10,838人 | 平成27年度 11,677人 | 平成28年度 12,272人 |

《 整備目標 》

入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら引き続き必要な整備を進めます。

整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないように配慮します。

地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）については、全体の整備量の中で整備します。

| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|
| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 年度末定員数 | 13,900人 | 14,200人 | 14,500人 |

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設

病状安定期で、入院治療の必要はないがリハビリテーション、看護及び介護を必要とする高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、自立と家庭復帰を支援します。

《 実績 》

| 介護老人保健施設 | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 年度末定員数 | 6,882人 | 7,076人 | 7,240人 |

《 整備目標 》

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めます。

| 介護老人保健施設 | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 年度末定員数 | 8,050人 | 8,050人 | 8,200人 |

ウ 介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設及び介護医療院

長期にわたる療養が必要な高齢者に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他の必要な医療を行う施設です。

《 実績 》

| 介護療養型医療施設 | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 年度末定員数 | 598人 | 558人 | 518人 |

《 整備目標 》

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が6年間延長されるため、その間に介護療養型医療施設については、各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

| | | | |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 介護療養型医療施設 | | | |
| 年度未定員数 | 平成30年度 279人 | 平成31年度 279人 | 平成32年度 219人 |
| 介護医療院 | | | |
| 年度未定員数 | 平成30年度 57人 | 平成31年度 57人 | 平成32年度 133人 |

エ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

《 実績 》

| | | | |
|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護を含む） | | | |
| 年度未定員数 | 平成26年度 3,406人 | 平成27年度 3,694人 | 平成28年度 4,041人 |

《 整備目標 》

認知症高齢者が今後も増加することが見込まれるため、引き続き、認知症対応型共同生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入に努めます。

| | | | |
|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護を含む） | | | |
| 年度未定員数 | 平成30年度 4,764人 | 平成31年度 5,030人 | 平成32年度 5,296人 |

オ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

- 特定施設入居者生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等については、特定施設入居者生活介護の指定を受ければ事業者による介護保険サービスの提供が可能です。

《 実績 》

| 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む) | | | |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 年度未定員数 | 6,540人 | 7,293人 | 8,045人 |

《 整備目標 》

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、引き続き、特定施設入居者生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入の促進を図ります。なお、整備目標量は、これまでのサービスを行う定員数から国通知に沿った施設全体の定員数に変更しています。

| 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む) | | | |
|-------------------------------------|--------|--------|---------|
| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 年度未定員数 | 9,595人 | 9,905人 | 10,215人 |

カ 養護老人ホーム

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスが受けられます。

《 実績 》

| 養護老人ホーム | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 入所定員 | 767人 | 767人 | 767人 |

平成26(2014)年度に弘済院養護老人ホームが廃止となり、入所定員が767人になりました。今後、老朽化が著しい施設の建替整備等について検討を図ってまいります。

キ その他

居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応したケアハウス等があります。

軽費老人ホーム(ケアハウス)

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

経過的軽費老人ホーム（A型）

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

生活支援ハウス

市内に住所を有する人で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある人を対象に、必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言並びに緊急時の対応を行うとともに、利用者の虚弱化などに伴い介護保険の居宅サービスなどを必要とする場合は、利用手続きなどを援助します。

《 実績 》

| | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | | | |
| 入所定員 | 平成26年度 705人 | 平成27年度 705人 | 平成28年度 705人 |
| 経過的軽費老人ホーム（A型） | | | |
| 入所定員 | 平成26年度 50人 | 平成27年度 50人 | 平成28年度 50人 |
| 生活支援ハウス | | | |
| 入所定員 | 平成26年度 80人 | 平成27年度 80人 | 平成28年度 80人 |

（3）ひとにやさしいまちづくり

高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

ア 安全な歩行空間等の整備

「ひとにやさしいまちづくり」施策の推進にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

民間建築物事前協議

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

公園施設の整備

公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も使用できるトイレの整備を行います。

歩道設置やゆずり葉の道整備

高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行います。

既設歩道の段差解消

大阪市交通バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の特定経路（主要な経路）などにおいて、歩道の段差解消を行います。

電線類地中化

都市防災機能の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

放置自転車対策

鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

投票所のバリアフリー化

選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所のバリアフリー化に努めます。

わがまちのやさしさ発見レポート募集

市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

《 実績 》

| | | | |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 民間建築物事前協議 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 事前協議件数 | 618件 | 653件 | 693件 |
| 完了届 | 563件 | 565件 | 578件 |
| 公園施設の整備 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 整備数 | 2公園 | 1公園 | 1公園 |
| 歩道設置やゆずり葉の道整備 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 歩道設置 | 約1.2 k m | 約1.1 k m | 約0.5 k m |
| ゆずり葉の道整備 | 約0.2 k m | | 約0.3 k m |
| 電線類地中化 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 約1.8 k m | 約0.6 k m | 約1.1 k m |

| 放置自転車対策 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------------------|--|--------|--------|--------|
| 自転車等放置禁止区域の指定駅数 | | 延143駅 | 延143駅 | 延145駅 |
| 自転車等駐車場の整備駅数 (鉄道事業者整備を含む) | | 延159駅 | 延159駅 | 延159駅 |

| わがまちのやさしさ発見レポート募集 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------------|-----|--------|--------|--------|
| 応募数 | 中学生 | 65件 | 124件 | 55件 |
| | 高校生 | 254件 | 246件 | 231件 |
| | 計 | 319件 | 370件 | 286件 |

イ 公共交通機関の改善

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するとともに、誰もが安全・快適に、安心してご利用できるよう、「バリアフリー法」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、身近な公共交通機関である鉄道・バスの車両及び施設の改善等バリアフリー化を促進します。

民間事業者に対する働きかけ

「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけていきます。

また、地下鉄事業民営化後の地下鉄新会社(大阪市高速電気軌道株式会社)及びバス事業を引継ぐ大阪シティバス株式会社は、「ひとにやさしい市営交通」の精神を承継することとしており、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。

(4) 安全な暮らしのために

高齢者が社会の一員として地域で自立した安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、介護を要する高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

「大阪市地域防災計画<震災対策編>」、「同<風水害等対策編>」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

イ 防災意識の啓発

生活ガイドブック「くらしの便利帳」(2年に1回発行)に防災対策について記載する

他、様々な広報、啓発を行います。

また、マスメディアなどを活用した防災意識の啓発に努めます。

高齢者世帯への防火対策

大阪市内全住戸への戸別訪問による防火指導を実施する中で、高齢者世帯についても、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の指導をはじめ、出火防止対策や避難方法などについて指導するとともに、寝具・パジャマ等の防災製品の使用について普及、啓発に努めます。

さらに、日常的に高齢者と接している介護事業者等と連携を図り、高齢者防火安全研修を実施するなど、きめ細やかに指導することで一層の火災予防を促します。

介護事業者等の例...ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など

防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

《 実績 》

| | | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 受講者数 | | 3,419人 | 4,769人 |
| 平成27(2015)年度より実施 | | | |
| 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 高齢者対象防火訓練 | 390回 | 522回 | 1,126回 |

ウ 災害時の要配慮者支援

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（要配慮者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を平成21（2009）年に策定しました《平成26（2014）年10月改訂「（現）大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を平成23（2011）年7月に作成しており、今後も高齢者の災害対策を推進していきます《平成26（2014）年3月改訂「（現）大阪市高齢者施設等防災マニュアル」》。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが不可欠です。特に、ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域による見守り活動等の生活支援を密接に行う方を検討する必要があります。

地域防災リーダーによる支援

地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

女性防火クラブによる支援

防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

緊急通報システム

(P 192 参照)

火災警報機（連動型）の設置

火災時避難が困難な高齢者世帯に設置し、異常時は自動的に 119 番通報し、玄関先に設置するブザーにより近隣者に火災を知らせます。

高齢者施設の立入検査

高齢者施設などの実態把握と火災予防を目的に、出火防止と人命安全の確保について具体的指導を行います。

高齢者施設の自衛消防訓練指導

高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難の訓練が適正に実施されるよう指導を行います。

大規模施設の避難誘導システムの設置指導

不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

福祉避難所・緊急入所施設の指定

大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、災害時における要配慮者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

《 実績 》

| 地域防災リーダーによる支援 | | | |
|---------------|---------|---------|---------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 組織数 | 332組織 | 333組織 | 333組織 |
| 人数 | 8,631人 | 9,111人 | 9,505人 |
| 女性防火クラブによる支援 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| クラブ数 | 25クラブ | 25クラブ | 25クラブ |
| 人数 | 53,417人 | 47,465人 | 33,635人 |

| | | | |
|----------------------------|--------|--------|--------|
| 火災警報器（連動型）の設置 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 設置件数 | 12台 | 14台 | 4台 |
| 稼働数 | 287台 | 280台 | 262台 |
| 高齢者施設の立入検査 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 検査回数 | 1,185回 | 1,293回 | 1,459回 |
| 高齢者施設の自衛消防訓練指導 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 指導回数 | 1,793回 | 1,674回 | 2,045回 |
| 大規模施設の避難誘導システムの設置指導 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 指導件数 | 7件 | 2件 | 1件 |
| 福祉避難所・緊急入所施設の指定（累計） | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 指定件数 | 267件 | 284件 | 311件 |

エ 防犯対策の取組み

犯罪被害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大阪市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって安全なまちづくりに関する取組みを展開する必要があります。

こうした基本認識のもと、大阪市では、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動です。街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげるため、青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をします。

《 実績 》

| | | | |
|---------------------------|---|---------|---------|
| 街頭犯罪発生件数（1～12月の統計） | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 発生件数 | 28,867件 | 25,400件 | 25,494件 |
| 街頭犯罪 | ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、自転車盗 | | |
| 青色防犯パトロール活動団体数 | | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 団体数 | 178団体 | 179団体 | 171団体 |

施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

1 施設等の整備目標数・サービス目標量等

日常生活圏域につきましては、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。

「第6章 3 日常生活圏域の設定」で記載のとおり、大阪市におきましては、第7期計画からは、これまでの行政区から、各地域包括支援センターが担当する圏域を日常生活圏域としています。

地域密着型サービスにつきましては、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、基本的には日常生活圏域内に拠点を置いて、サービスを提供するものではありませんが、大阪市の場合には、人口が密集しているとともに交通網が発達しており、各事業所のサービス提供エリアは日常生活圏域よりも広域であることから、整備エリアにつきましては、第6期計画と同様に行政区単位を基本として設定しサービス目標量を見込んでいます。

なお、介護老人福祉施設等の施設サービスや居宅サービスについては、市域全体（市単位）をサービスの提供単位としてサービス目標量を見込んでいます。

(1) 施設等の整備目標数

介護保険施設の整備目標（年度末定員数）

| | 平成 30 年度 (2018) | 平成 31 年度 (2019) | 平成 32 年度 (2020) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 13,900 | 14,200 | 14,500 |
| うち地域密着型介護老人福祉施設 | 396 | 483 | 541 |
| 介護老人保健施設 | 8,050 | 8,050 | 8,200 |
| 介護医療院 | 57 | 57 | 133 |
| 介護療養型医療施設 | 279 | 279 | 219 |

居住系サービスの整備目標（年度末定員数）

| | 平成 30 年度 (2018) | 平成 31 年度 (2019) | 平成 32 年度 (2020) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 4,764 | 5,030 | 5,296 |
| 特定施設入居者生活介護 | 9,595 | 9,905 | 10,215 |
| うち地域密着型特定施設入居者生活介護 | 150 | 179 | 237 |

地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）

| | 小規模 多機能型 居宅介護 | | | 認知症対応型 共同生活介護 | | | | 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 | | | 地域密着型 特定施設入居者 生活介護 | | |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|
| | 平成30 年度 (2018) | 平成31 年度 (2019) | 平成32 年度 (2020) | 平成30 年度 (2018) | 平成31 年度 (2019) | 平成32 年度 (2020) | | 平成30 年度 (2018) | 平成31 年度 (2019) | 平成32 年度 (2020) | 平成30 年度 (2018) | 平成31 年度 (2019) | 平成32 年度 (2020) |
| 北区 | 72 | 86 | 100 | 113 | 145 | 177 | 北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区 | 78 | 78 | 107 | 29 | 29 | 58 |
| 都島区 | 87 | 96 | 105 | 190 | 192 | 193 | | | | | | | |
| 福島区 | 40 | 51 | 62 | 85 | 98 | 111 | | | | | | | |
| 此花区 | 108 | 108 | 108 | 111 | 123 | 135 | | | | | | | |
| 中央区 | 58 | 62 | 67 | 99 | 108 | 117 | | | | | | | |
| 西区 | 33 | 49 | 65 | 80 | 97 | 114 | | | | | | | |
| 港区 | 83 | 88 | 94 | 128 | 147 | 166 | 福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区 | 29 | 87 | 87 | 29 | 29 | 29 |
| 大正区 | 114 | 114 | 114 | 128 | 139 | 150 | | | | | | | |
| 天王寺区 | 57 | 60 | 62 | 91 | 101 | 110 | | | | | | | |
| 浪速区 | 51 | 52 | 53 | 99 | 99 | 99 | | | | | | | |
| 西淀川区 | 90 | 96 | 102 | 169 | 175 | 181 | | | | | | | |
| 淀川区 | 124 | 148 | 171 | 280 | 291 | 302 | | | | | | | |
| 東淀川区 | 194 | 194 | 194 | 308 | 310 | 311 | 中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区 | 84 | 113 | 113 | 24 | 53 | 53 |
| 東成区 | 72 | 80 | 88 | 154 | 155 | 157 | | | | | | | |
| 生野区 | 233 | 233 | 233 | 370 | 370 | 370 | | | | | | | |
| 旭区 | 99 | 106 | 114 | 151 | 176 | 202 | | | | | | | |
| 城東区 | 132 | 156 | 180 | 250 | 284 | 318 | | | | | | | |
| 鶴見区 | 103 | 104 | 105 | 145 | 165 | 186 | | | | | | | |
| 阿倍野区 | 90 | 104 | 117 | 195 | 202 | 208 | 住之江区 住吉区 西成区 | 58 | 58 | 87 | 21 | 21 | 50 |
| 住之江区 | 114 | 132 | 151 | 202 | 233 | 265 | | | | | | | |
| 住吉区 | 176 | 177 | 177 | 306 | 310 | 314 | | | | | | | |
| 東住吉区 | 155 | 157 | 159 | 336 | 336 | 336 | 阿倍野区 東住吉区 平野区 | 147 | 147 | 147 | 47 | 47 | 47 |
| 平野区 | 191 | 211 | 231 | 443 | 443 | 443 | | | | | | | |
| 西成区 | 150 | 162 | 174 | 331 | 331 | 331 | | | | | | | |
| 合計 | 2,626 | 2,826 | 3,026 | 4,764 | 5,030 | 5,296 | 合計 | 396 | 483 | 541 | 150 | 179 | 237 |

上記の地域密着型サービスについては、整備エリア毎の必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行う。

(2) 介護保険給付サービス目標量

介護保険の給付サービスは、要介護1から要介護5と認定された人が受ける介護サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける介護予防サービスがあり、サービス量については、要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ設定しています。

居宅サービス

| サービス種別/サービス量 | 単位 | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | 平成32年度 (2020) |
|-----------------|-----|------------------|------------------|------------------|
| 訪問介護 | 回/週 | 303,350 | 314,879 | 328,811 |
| 介護予防訪問介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問入浴介護 | 回/週 | 1,809 | 1,892 | 1,991 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回/週 | 6 | 6 | 6 |
| 訪問看護 | 回/週 | 29,336 | 30,413 | 31,715 |
| 介護予防訪問看護 | 回/週 | 3,832 | 3,924 | 4,016 |
| 訪問リハビリテーション | 回/週 | 7,860 | 8,160 | 8,527 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回/週 | 984 | 1,008 | 1,031 |
| 居宅療養管理指導 | 人/月 | 21,974 | 22,767 | 23,724 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 1,701 | 1,741 | 1,782 |
| 通所介護 | 回/週 | 44,515 | 45,728 | 47,168 |
| 介護予防通所介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 通所リハビリテーション | 回/週 | 15,828 | 16,331 | 16,930 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 2,623 | 2,685 | 2,748 |
| 短期入所生活介護 | 日/月 | 43,510 | 45,313 | 47,538 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | 260 | 266 | 266 |